

工事請負契約における「前金払制度」の改正について

令和6年3月

たつの市

本市において、公共工事の円滑な施工確保について、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工の確保が図れるよう、下記のとおり、前金払制度を改正することとしましたのでお知らせします。

記

1 前金払制度の改正について

(1)改正内容

内 容	現 行	改 定
前金払及び中間前金払の対象 範囲の拡大	対象： <u>設計金額500万円(税込)以上 の工事</u>	対象： <u>設計金額130万円(税込)以上 の工事</u>

(2)支払条件

前金払及び中間前金払の請求については、支払希望月の前月15日までに、工事担当課に請求をする旨報告してください。(報告のない場合は希望にそえない場合があります。)

2 改正時期 **令和6年4月1日**以降に入札公告を行うものから適用する。